平成26年6月25日

平成26年 第2回野洲市議会定例会 意 見 書

野洲市議会

意見書第9号

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成26年 6月25日

提出者 野洲市議会議員 河野 司 賛成者 野洲市議会議員 髙橋 繁夫 賛成者 野洲市議会議員 北村五十鈴 賛成者 野洲市議会議員 坂口 哲哉 賛成者 野洲市議会議員 山本 剛 賛成者 野洲市議会議員 上杦 種雄 賛成者 野洲市議会議員 栢木 進 賛成者 野洲市議会議員 岩井智惠子 賛成者 野洲市議会議員 市木 一郎 賛成者 野洲市議会議員 井狩 辰也 賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書(案)

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いである。

しかしながら、今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の 荒廃は、深刻な事態に直面している。

その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また、人格形成のための倫理・道徳への十分な配慮を行ってこなかった教育のあり方、さらには、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする性産業の氾濫やテレビの有害番組の問題が指摘されているところである。

これに加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展による新たな有害環境の出現が問題をより深刻化させている。また、各都道府県では、青少年の健全育成に係る条例を制定し、多様な取組みを行っているものの、今日では、その限界を指摘する声も聞こえる。

これらのことから、青少年を健全に育成し、青少年を有害環境から守るため、青少年の健全育成に係る基本理念や方針などを明確にし、国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにした、一貫性のある、包括的かつ体系的な法の整備が急務となっている。

よって、国においては、「青少年の健全な育成のための良好な家庭環境づくり」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法」を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 25 日

野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 文部科学大臣 内閣官房長官

意見書第10号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成26年 6月25日

提出者 野洲市議会議員 坂口 哲哉 賛成者 野洲市議会議員 髙橋 繁夫 賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明 賛成者 野洲市議会議員 北村五十鈴 賛成者 野洲市議会議員 野並 享子 賛成者 野洲市議会議員 栢木 進 賛成者 野洲市議会議員 上杦 種雄 賛成者 野洲市議会議員 山本 剛 賛成者 野洲市議会議員 岩井智惠子 賛成者 野洲市議会議員 太田 健一 賛成者 野洲市議会議員 河野 司 賛成者 野洲市議会議員 市木 一郎 賛成者 野洲市議会議員 井狩 辰也 賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む 生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

平成26年6月25日

野洲市議会議長 立入 三千男

内閣総理大臣 厚生労働大臣 宛 衆議院議長 参議院議長

意見書第11号

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成26年 6月25日

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」(地域医療介護総合確保法案)の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされているところです。

全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる2025年の姿を展望しながら、増高する保険料などに苦慮しながら取り組みを行っているところです。

ついては、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、国の積極的な支援を図るよう、下記のとおり要望します。

記

- 1 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025年に向けてさらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。また、外国人材の活用が議論されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。
- 2 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の 現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定される ため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。
- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。
- 4 社会保障・税一体改革の趣旨に添い、平成26年度に引き続き、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。また、本年度の基金については趣旨に添い、適切な配分に留意すること。
- 5 特養待機者52万人という数字が発表されたが、特養入所者の重点化に伴い、自立 した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿 づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 25 日

野洲市議会議長 立入 三千男

内閣総理大臣 厚生労働大臣 宛 総務大臣

意見書第12号

介護が必要な時、安心して受けられる介護保険制度を求める意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成26年 6月25日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

介護が必要な時、安心して受けられる介護保険制度を求める意見書(案)

来年4月から、介護保険の要支援1、2を保険から外し、市町が行う総合事業に移行する法律が成立しました。

実施されれば市町村によって介護サービスにも格差が生じます。総合事業に移される 訪問・介護サービスは在宅介護サービスの中心で有ります。また認知症の人達には専門 的な知識のヘルパーさんが必要であり、ボランティアで解消することはできません。

介護保険制度は40歳になると社会保険や国民健康保険などで介護保険料を払っています。また65歳になれば、年金から天引きされ死ぬまで支払うことになります。そしていざ介護が必要とされる時、要介護認定を経て、一割の利用料を払えば、介護サービスを受けることが出来ます。これが介護保険制度です。

しかし政府はこの制度を根本的に壊し、「保険あって介護なし」と言う状況を作り出 そうとしています。これまで日本経済を支えて来られた方が、介護が必要なとき安心し て介護が受けられる介護保険制度を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 25 日

野洲市議会議長 立入三千男

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣総務大臣財務大臣厚生労働大臣

意見書第13号

消費税増税に反対する意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成26年 6月25日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

消費税増税に反対する意見書(案)

消費税の税率が4月1日から8%に引き上げられました。その上に、軽自動車税(農耕作業用小型特殊を含む。)も引き上げがされようとしています。一方で年金が引き下げられ、賃上げが行われたのは極一部の企業だけで、多くの市民はアベノミクスの恩恵に預かれていないのが現状です。

政府は景気の落ち込みは「想定の範囲内」と言っていますが、国民の所得が減っているため、消費が増える見込みはありません。しかも来年10月から10%に引き上げることになっていますが、とんでもないと言うのが街の声です。

消費税を増税しなくても、所得や資産に応じて負担する「応能負担の原則」にたった 税制改革と賃上げをはじめ、国民の所得を増やす政策で税収を増やせば、社会保障拡充 の財源は十分に確保でき、財政再建の道も切り開かれます。

よって、当市議会は国に対し、消費税の大増税はやめるよう強く求めます。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 25 日

野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣

意見書第14号

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を内閣の一存で決めることに反対する意見書 (案)

上記の意見書を提出する。

平成26年 6月25日

提出者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を内閣の一存で決めることに反対する 意見書(案)

安倍内閣は、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更について、国会審議を経ずに 内閣の一存で決めようとしている。

これまで政府は、憲法9条2項があるため、自衛隊を『軍隊ではない』『自衛の為の必要最小限度の実力組織である』と説明し、武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について『許されない』という見解を示してきた。

しかし、安倍首相は、こうした憲法解釈に立ってきた歴代自民党政府の基本見解さえ 覆すものでもあり、立憲主義の原則さえ否定する露骨な姿勢に、自民党内からも批判が 起きている。

そもそも憲法とは、国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の人権を守るものであり、これが立憲主義の原則となっている。政権が変わる度に多数派が閣議決定で、憲法の解釈を自由に変える事が出来るなら、憲法が憲法でなくなってしまう。

集団的自衛権とは、自国が攻撃を受けていなくても、同盟国などが攻撃を受けた場合反撃するというものである。これは、日本そのものを守るものでは無く、国連さえ無視して世界のあらゆる国々へ軍事介入を続けるアメリカと共に海外で戦争が出来るという事になる。

先の侵略戦争では、アジアの人々2000万人、国内で300万人以上の命を、また世界で唯一原爆を2度も落とされ、多くの命を奪った悲しい戦争の教訓から憲法9条が生まれ、反戦平和を願った今の日本がある。集団的自衛権の行使の名の元に、再び侵略戦争に突き進み若い世代の未来を奪う事は決して許されるものでは無い。

このことから政府においては、日本の『自衛』とは無関係で、なおかつ海外で戦争をする国となる集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しは行わないよう強く求める。

よって当市議会は、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を、国会にも諮らず内閣の一存で決定することに反対する。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 25 日

野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長 参議院議長 宛 内閣総理大臣